

## 朝霞市選管告示第50号

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を改正する告示をここに公布する。

令和7年12月1日

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額の一部を改正する告示

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額（平成5年朝霞市選挙管理委員会告示第33号）の一部を次のように改正する。

本則第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

本則第3号ア中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「第1号ア、イ及びウ」を「第1号アからエまで」に改め、同号イ中「1万円」を「2万円」に改め、本則第4号ア中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同号イ中「1万5,000円」を「2万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の規定は、令和8年1月1日以後その期日を告示される選挙から適用する。